

平成三年通商産業省令第五十四号

ガラス容器製造業に属する事業を行う者の
カレットの利用に関する判断の基準となる
べき事項を定める省令

再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年
法律第四十八号）第十条の規定に基づき、ガラス
容器製造業に属する事業を行う者のカレットの利
用に関する判断の基準となるべき事項を定める省
令を次のように制定する。

（カレット利用率の向上）

第一条 ガラス容器製造業に属する事業を行う者
(以下「事業者」という。)は、色、強度、形
状、安全性その他のガラス容器の品質に対する
ガラス容器の需要者の要求に対応しつつ、技術
的かつ経済的に可能な範囲で、製造するガラス
容器のカレット利用率（ガラスの原料に占める
使用されたカレットの質量の割合をいう。以下
同じ。）を向上させるものとする。その際、事
業者は、ガラス容器の需要者、国及び地方公共
団体と協力しつつ、国内で製造されるガラス容
器のカレット利用率が令和七年度までに七十六
パーセント向上することを目標とするものと
する。

（設備の整備）

第二条 事業者は、カレットを利用するため、異
物除云設備その他の必要な設備を整備するもの
とする。

（技術の向上）

第三条 事業者は、次に掲げる技術を向上させる
ものとする。

- 一 カレットの色選別を効率的に行う技術
- 二 異物を効率的に除去する技術
- 三 その他のカレットを利用するため必要な
技術

（カレット利用計画）

第四条 事業者は、カレットの利用を計画的に行
うため、毎事業年度開始前に、その事業年度の
カレットの利用に関する計画（以下「カレット
利用計画」という。）を作成するものとする。
2 カレット利用計画には、次に掲げる事項を記
載するものとする。

- 一 カレット利用率の目標
- 二 カレットを利用するため必要な設備の整
備に関する事項
- 三 カレットを利用するため必要な技術の向
上に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、カレットの利
用に関する事項

3 事業者は、カレット利用計画の実施の状況に
ついて、記録を行うものとする。
(情報の提供)

第五条 事業者は、ガラス容器の需要者のカレッ
トの利用に関する理解を深めるため、製造する
ガラス容器のカレット利用率及び品質その他の
必要な情報の提供を行うものとする。

附 則

（平成八年五月一七日通商産業省
令第四八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

（平成一四年三月二九日経済産業
省令第六八号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行す
る。

附 則

（平成一八年三月三〇日経済産業
省令第二二号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行す
る。

附 則

（平成二三年三月二九日経済産業
省令第三一号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行す
る。

附 則

（平成二八年三月二十四日経済産業
省令第八号）

この省令は、平成二十三年四月一日から施行す
る。

附 則

（平成二九年三月二四日経済産業
省令第三二号）

この省令は、平成二十九年三月二四日から施行す
る。